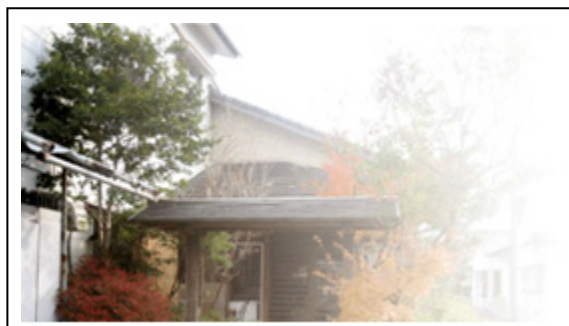


企業情報

割烹いまむら			
所在地	佐賀県三養基郡みやき町東尾574		
ホームページ URL	http://www.kappou-imamura.jp/		
設立年	1984年	業種	飲食業
従業員数	8人	資本金	- 万円

企業概要

当社は、飲食店経営・仕出し弁当・高齢者向け配食サービスを行っております。佐賀県産の食材にこだわった商品の開発を行い、「佐賀海苔だれうどん」、「ガーリックオイル」、「海苔だれギフト」などの販売を行っております。又、地場産品のフェア等へも積極的に参加を行い、地域振興にも力を入れています。



自社の強み

当社は「高齢者向け配食サービス」を行うために安心・安全にもこだわった製品作りに力を入れています。

地産地消に目を向け佐賀県産の食材を使用した「佐賀海苔だれうどん」は新幹線開業記念「新さがんもんコンテスト」で審査員特別賞を受賞しました。又、「ガーリックオイル」は食後に臭いが気にならない独自製法のオリジナル商品です。



一押し商品

パッケージの登録商標「佐賀海苔だれうどん」は、商標登録第5485736号です。この商品は、佐賀県産の食材にこだわった商品であり、当社一押しの商品です。他に2件の登録商標を保有しています。



知財総合支援窓口活用のポイント

窓口活用のきっかけ

同社は新幹線開業記念「新さがんもんコンテスト」に出品した「佐賀海苔だれうどん」で審査員特別賞を受賞された経緯があり、その商品や名称を何らかの形で保護したいということがきっかけです。

最初の相談概要

同社は「佐賀海苔だれうどん」で商標出願を行っていましたが、商標法第3条1項3号及び4条1項16号で拒絶理由が発せられたということで、拒絶理由通知への対応策があるのか、新たに商標出願すべきかの相談でした。

その後の相談概要

知財専門家（弁理士）を活用し、その対応策につき検討・助言を行ってもらい、パッケージデザインを含めた商標出願を電子手続きされることになり、電子出願の指導をし、登録となりました。また、同社は使用している他の名称についても商標登録して権利保護を願っておられ、商標の調査についても支援を行いました。さらに、地域産品を使った新商品の開発は随時行われており、知財権利化も検討されていることから引き続き支援していきます。

窓口を活用して変わったところ

同社は知財総合支援窓口を利用したことにより、総合的な支援を積極的に活用することができ社内においても知財意識向上の風土が芽生えてきました。これから作る商品のネーミングをつけるためにやるべきことを理解されました。

これから窓口を活用する企業へのメッセージ

窓口への相談をきっかけに、知財専門家の方々などの支援を受けることができ、商品名の商標登録ができ感謝しています。知財に関する疑問点があれば、知財総合支援窓口にご相談し、活用されたほうがよいと思います。

窓口担当者から一言 (氏名：市丸 美津子)



当初は単に商標登録だけの案件でしたが、支援していく中で地場産品を使用した面白い商品開発を常に考えられていることが分かりました。今後は新規商品の開発時からの製造技術やネーミング等の先行調査に関して積極的に支援していきたいと思っています。



企業情報

割烹いまむら			
所在地	佐賀県三養基郡みやき町東尾574		
ホームページ URL	http://www.kappou-imamura.jp/		
設立年	1984年	業種	飲食業
従業員数	8人	資本金	- 万円

企業概要

当社は、飲食店経営・仕出し弁当・高齢者向け配食サービスを行っております。佐賀県産の食材にこだわった商品の開発を行い、「佐賀海苔だれうどん」、「ガーリックオイル」、「海苔だれギフト」などの販売を行っております。又、地場産品のフェア等へも積極的に参加を行い、地域振興にも力を入れています。



自社の強み

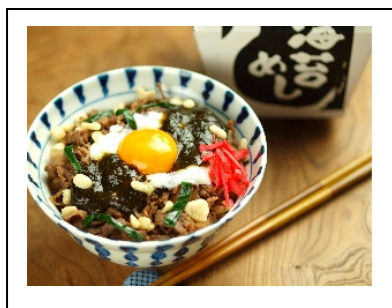
当社は「高齢者向け配食サービス」を行うために安心・安全にもこだわった製品作りに力を入れています。

地産地消に目を向け佐賀県産の食材を使用した「佐賀海苔だれうどん」は新幹線開業記念「新さがんもんコンテスト」で審査員特別賞を受賞しました。又、「ガーリックオイル」は食後に臭いが気にならない独自製法のオリジナル商品です。



一押し商品

パッケージの登録商標「佐賀海苔だれうどん」は、商標登録第5485736号です。この商品は、佐賀県産の食材にこだわった商品であり、当社一押しの商品です。他に2件の登録商標を保有しています。



知財総合支援窓口活用のポイント

窓口活用のきっかけ

同社は新幹線開業記念「新さがんもんコンテスト」に出品した「佐賀海苔だれうどん」で審査員特別賞を受賞された経緯があり、その商品や名称を何らかの形で保護したいということがきっかけです。

最初の相談概要

同社は「佐賀海苔だれうどん」で商標出願を行っていましたが、商標法第3条1項3号及び4条1項16号で拒絶理由が発せられたということで、拒絶理由通知への対応策があるのか、新たに商標出願すべきかの相談でした。

その後の相談概要

知財専門家（弁理士）を活用し、その対応策につき検討・助言を行ってもらい、パッケージデザインを含めた商標出願を電子手続きされることになり、電子出願の指導をし、登録となりました。また、同社は現在使用している他の名称についても商標登録して権利保護を願っておられ、商標の調査についても支援を行っています。

又、独自製法の「ガーリックオイル」の権利保護について検討を行っています。

窓口を活用して変わったところ

同社は知財総合支援窓口を利用したことにより、総合的な支援を積極的に活用することができ社内においても知財意識向上の風土が芽生えてきました。これから作る商品のネーミングをつけるためにやるべきことを理解されました。

これから窓口を活用する企業へのメッセージ

窓口への相談をきっかけに、知財専門家の方々などの支援を受けることができ、商品名の商標登録ができ感謝しています。知財に関する疑問点があれば、知財総合支援窓口にご相談し、活用されたほうがよいと思います。

窓口担当者から一言（氏名：市丸 美津子）



当初は単に商標登録だけの案件でしたが、支援していく中で地場産品を使用した面白い商品開発を常に考えられていることが分かりました。今後は新規商品の開発時からの製造技術やネーミング等の先行調査に関して積極的に支援していきたいと思っています。